

第一条、第三条及び第四条中、「一般旅客自動車運送事業者」を「一般乗合旅客自動車運送事業者等」に改める。

別表第一中

「一般旅客自動車運送事業営業収益」	一般旅客自動車運送事業に係る営業上の収益	を
「一般乗合旅客自動車運送事業等営業収益」	一般乗合旅客自動車運送事業等に係る営業上の収益	を
「(何)事業営業収益」	一般旅客自動車運送事業以外の(何)事業に係る営業上の収益	を
「(何)事業営業収益」	一般乗合旅客自動車運送事業以外の(何)事業に係る営業上の収益	を
「(何)一般旅客自動車運送事業営業費」	一般旅客自動車運送事業に係る営業上の費用	を
「(何)一般乗合旅客自動車運送事業等営業費」	一般乗合旅客自動車運送事業等に係る営業上の費用	を
「(何)事業営業費」	一般旅客自動車運送事業以外の(何)事業に係る営業上の費用	を
「(何)事業営業費」	一般乗合旅客自動車運送事業以外の(何)事業に係る営業上の費用	を
「未収運賃」	一般旅客自動車運送事業営業収益の未収額	を
「未収運賃」	一般乗合旅客自動車運送事業営業収益の未収額	を

別表第二中「一般旅客自動車運送事業者」を「一般乗合旅客自動車運送事業者等」に改める。

別表第二中			
「一般乗合旅客」	千円	千円	千円
「一般貸切旅客」			を
「一般乗用旅客」			を
「一般乗合旅客」	千円	千円	千円
「一般乗用旅客」			を

別表第一第4号様式一般貸切旅客自動車運送事業の項を削る。

(旅客自動車運送事業等報告規則の一部改正)

第六条 旅客自動車運送事業等報告規則(昭和三十九年運輸省令第二十一号)の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「若しくは事業区域」を、「事業区域若しくは営業区域」に改め、同項の表の第二号中「一般乗合旅客自動車運送事業者以外の一般旅客自動車運送事業者」を「一般乗用旅客自動車運送事業者」に改め、同項の表の第四号を次のように改める。

四 一般貸切旅客自動車運送事業者	管轄地方運輸局長及び管轄陸運支局長	第三号様式による輸送実績報告書	毎年五月三十一日まで
------------------	-------------------	-----------------	------------

第二十条第三項を次のように改める。

3 前二項の営業報告書は、次に掲げるとおりとする。

- 一 一般乗合旅客自動車運送事業者又は一般乗用旅客自動車運送事業者にあつては、営業概況報告書(第一号様式)並びに一般旅客自動車運送事業会計規則(昭和三十九年運輸省令第十九号)

第四条第一項又は第二項の規定による様式(同令別表第二十号様式から第十四号様式まで、第十六号様式及び第十七号様式又は同項に基づきこれらの様式と異なる様式により財務諸表を作成する場合における当該異なる様式を除く)による財務諸表(用紙の大きさは、日本工業規格A列四番)及び人件費明細報告書(第一号様式の二) 営業概況報告書(第一号様式第一表)並びに貸切旅客自動車運送事業者にあつては、貸切旅客自動車運送事業損益明細表(第一号様式の三) 一般貸切旅客自動車運送事業損益明細表(第一号様式の四) 一般乗合旅客自動車運送事業人件費明細表(第一号様式の五) 第一号様式第二表中一般貸切旅客自動車運送事業の項を削る。

第一号様式の二の次の二様式を加える。

第一号様式の3(第2条関係A列4番)

事業者番号

一般貸切旅客自動車運送事業損益明細表
年 月 日から 年 月 日まで
住所
事業者名

(単位：千円)

営 業 収 益	運 送 入 収 入			合 計
	旅 客 の 運 賃	そ の 他	計	
営 業 費	人 件 費	ガソリン費		
		軽 油 費		
		そ の 他		
	燃 料 油 脂 費	計		
		事業用自動車		
		そ の 他		
	修 繕 費	計		
		事業用自動車		
		そ の 他		
	減 価 償 却 費	計		
事業用自動車				
そ の 他				
保 険 料				
	施 設 使 用 料			